

財務情報の変動リスクに関する開示の拡充 —KAMの早期適用の状況及び関連する会計基準の改正動向—

大 瀧 晃 栄 CMA

目 次

1. はじめに
2. 監査上の主要な検討事項（KAM）の早期適用の状況
3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用と新型コロナ関連の開示
4. のれんに関する国際的な議論の動向
5. 終わりに

会計基準の変遷とともに、見積り等の会計処理の重要性が高まり、変動リスクのある柔らかい財務数値に基づく決算報告になっている。財務情報の変動リスクに対する開示等を充実することを目的に、2021年3月期から会計上の見積りの開示に関する会計基準等が適用されるとともに、監査上の主要な検討事項（KAM）が金商法監査報告書に記載される。KAMの早期適用の状況とともに、リスクの高いのれんの会計処理に関する国際動向にも注目したい。

1. はじめに

日本企業が開示する財務情報は、2000年3月期以降の会計ビッグバンといわれる会計基準の改正によって、その性質が大きく変貌した。00年3月期以前はいわゆるトライアングル体制(商法、証券取引法及び法人税法)及び単体決算によって、見積りに依拠した会計処理は限られ、変動リスクの低い財務数値、言い換えれば硬い財務数値に基づく決算報告がなされてきた。そのため、会計方針等の記載は、引当金の計上基準や複数の代替的

な会計方針の選択がある場合など項目も少なく、簡潔な記述であっても十分に機能していた。また、財務情報の適正性を保証する監査報告書においても、適正意見か否かという監査意見を示すだけで十分だったかもしれない。

00年3月期以降は、連結財務諸表が中心となり、税効果会計によって会計と税務が切り離され、より忠実な表現を求めて、退職給付会計や減損会計といった見積り要素の高い会計基準が導入された。それによって、変動リスクの高い財務数値の重要性が増すことになり、柔らかい財務数値に基



大瀧 晃栄 (おおたき こうえい)

SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト、公認会計士。1994年早稲田大学卒業。
(株)野村総合研究所企業調査部及び大阪調査部、EY新日本有限責任監査法人監査部門及びアドバイザー部門を経て、2011年より現職。会計・制度調査担当。日本証券アナリスト協会企業会計研究会委員、金融庁企業会計審議会監査部会臨時委員、IFRS財団資本市場諮問委員会メンバー、及び企業会計基準委員会（ASBJ）実務対応専門委員会、退職給付専門委員会、企業結合専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会専門委員。